

登米市議会改革調査特別委員会

調査報告書

平成23年12月14日

登米市議会改革調査特別委員会

委員長	遠 藤	音 男
副委員長	二階堂	敬 敏
委 員	浅 野	義 憲
委 員	田 口	憲 昌
委 員	及 川	哉 尚
委 員	藤 倉	光 利
委 員	沼 泽	宏 荣
委 員	中 藤	榮 雄
委 員	伊 谷	
委 員	熊 谷	

目 次

1. 議会改革調査特別委員会の設置 1
2. 活動の経過及び審査検討の内容 1
3. 総 括 2
資料 活動状況 3
資料 議会制度のあり方の検討結果 9

1 議会改革調査特別委員会の設置

平成21年6月定例会(平成21年6月26日)において、平成17年の合併後初の改選を経て、議員定数が30名となったことを契機に、従来の行政監視を中心とした監視型議会から、地域の多様な民意の汲み上げや自治体の意思を決定する前提としての政策形成機能と執行機関に対するこれまで以上の監視機能の充実強化を図り、市民の参画・協働からなる参加型議会、政策提言を中心とした提案型議会の必要性を認識し、これから登米市議会のあり方を根本から協議するために、議員発議により議会改革調査特別委員会設置に関する決議案が提出、可決され、各会派より選出された10名の委員で構成する特別委員会がスタートした。

2 活動の経過及び審査検討の内容

特別委員会設置の議決を受けて、平成21年6月26日に第1回目の議会改革調査特別委員会が開催され、正副委員長の互選、さらに今後の活動方針等について協議が行われ、その年の6月16日に答申された「第29次地方制度調査会」の「今後の基礎的自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」中にある、「議会制度のあり方」を基本テーマに置き、答申内容を38項目に分類して、3つの大きなテーマを設定し協議を行なってきた。

- 1、存在感のある議会を目指して ~より詳しく、より分かりやすく~
(議会の団体意思決定機能や監視機能の向上策)
- 2、議会の自主・自立を求めて ~より広く、より深く~
(議会制度の自由度の拡大)
- 3、市民の信頼と期待に応えるために ~より律し、より行動する~
(議会の議員に求められる役割等)

これまでに35回の委員会の開催、平成22年1月18日～20日の三重県四日市市、伊賀市、滋賀県甲賀市、同9月1日～2日の岩手県宮古市、陸前高田市への先進地視察。平成22年8月10日の第23回委員会から協議事項となった「登米市議会基本条例の策定について」の協議は、同年11月17日、議長から基本条例策定委員会に諮問され、議会改革調査特別委員会で起草した素案を、公募の市民委員3名と学識経験者委員1名を構成員に加え、5回の協議を重ね、条例案を作成した。その間、市民との意見交換会を平成23年1月18日から3日間、市内9会場で開催し、延べ238名の市民の参加があり、多くの意見、提言をいただいた。また、平成23年1月26日、「市民とともに歩む議会」をテーマに、議会改革討論会を実施し、130名の市民、近隣市町の議員の参加のもと、望ましい市民、行政、議会の役割をともに考え、開かれた議会、市民から信頼される議会とはどのようなものなのか討論を通して理解を深めた。

さらに、基本条例素案に対して、平成23年1月7日～2月7日にかけてパブリックコメントを募集し、3名の市民より44件の意見が寄せられ、意見に対する検討、協議を行い、さらなる素案の充実を図り、本定例会において議案として上程できるまでに至った。

活動状況、議会制度のあり方の検討結果については、別紙資料を参照。

3 総括

平成21年6月よりこれまで2年6ヶ月の時間をかけ、登米市議会の進むべき方向性について、議会内では、議会改革調査特別委員会を中心に、各会派間での協議、調整の上、6回の全員協議会を開催し、議論を行ってきた。また市民とは、同時に協議がなされていた登米市まちづくり基本条例策定委員との2回の意見交換会、先に述べた市民との意見交換会、議会改革討論会、パブリックコメントなどを通じて多くの意見交換を行ってきた。

議会の使命と議員自らの職責を改めて問い合わせ直す作業は、想定していた以上に時間を使いやし、意見調整も難航した。

しかし、積み上げてきた多くの議論は決して無駄ではなく、その結果、平成21年11月27日の平成21年第8回議会臨時会で、議員発議により「登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の一部改正による議員報酬の削減、また、平成22年3月2日の平成22年第1回議会定例会で、「登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」と「登米市議会政務調査費の交付に関する条例」の一部改正による費用弁償と政務調査費の引き下げの改正など、ただ議員歳費の削減ありきの議論だけにとどまらず、その必要性、税金からの歳出に対する透明性の確保、説明責任の有り様など多くの議論のうちに提出されたものである。

さらに登米市議会基本条例の策定に伴う関連する条例、規則の改正により具体化されるものである。

今回の協議結果は、もちろん登米市議会の改革における到達点ではなく、「市民とともに歩み、信頼され続ける議会」の有り様を着実に一步、一步進めて行く道程を登米市議会が歩み始めたということでもある。

今日、制定される登米市議会基本条例を基にして、今後、登米市議会が、さらに市民とともに一体となり行動していくことを願い、これまで活動してきた議会改革調査特別委員会の報告とする。

議会改革調査特別委員会の活動状況

会議等	年月日	調査内容	備考
平成 21 年 第 2 回 議会定例会	H21.6.26	①「登米市議会改革調査特別委員会設置に関する決議について」を議員発議により提出し、議決した。	
第 1 回 委員会	H21.6.26	①委員長の互選について ②副委員長の互選について ③閉会中の継続調査について	委員長 遠藤音委員 副委員長 菅原幸夫委員
第 2 回 委員会	H21.7.10	①審議項目について ②今後のスケジュールについて	
第 3 回 委員会	H21.7.22	①今後の進め方について ②調査項目の審議について ・議員報酬の見直し	
第 4 回 委員会	H21.8.17	①調査項目と今後の進め方について ②調査項目の審議について ・契約の締結及び財産の取得又は処分に係る議決 ・議決事件の追加 ・議会に経営状況の報告を要する法人の範囲の拡大 ・住民訴訟と議会の議決による権利放棄 ・議会における決算の認定 ・議会の実地検査等の監視機能 ・公聴会、参考人招致等の積極的な活用 ・事務局の独立性の確保 ・議長による議会の招集権の確立 ・質問の要旨事前通告制の廃止 ・議員報酬の見直し ・監査委員の選任	
第 5 回 委員会	H21.9.1	①調査項目の審議について ・議決事件の追加 ・議会に経営状況の報告を要する法人の範囲の拡大 ・住民訴訟と議会の議決による権利放棄 ・議会の実地検査等の監視機能 ・請願、陳情における市民の提案説明 ・傍聴者への発言の許可 ・傍聴者への情報提供の充実 ・市民との対話の場の設置 ・会議録の公開 ・賛否の公開 ・公聴会、参考人招致等の積極的な活用	
第 6 回 委員会	H21.9.29	①各種報告 ②調査項目の審議について ・議決事件の追加 ・議会に経営状況の報告を要する法人の範囲の拡大 ・住民訴訟と議会の議決による権利放棄 ・請願、陳情における市民の提案説明 ・市民との対話の場の設置 ・会議録の公開 ・議会事務局職員の政策形成能力の向上 ・議会図書室の充実 ・議員定数の見直し	

		<ul style="list-style-type: none"> ・弾力的な議会の開催 ・議長による議会の招集権の確立 ・議長の在任期間 ・議員間の自由討議 ・協議又は調整を行うための場の設置 ・市長等への反問権の付与 ・質問の要旨事前通告制の廃止 ・常任委員会の所管事項の見直し ・議会基本条例の制定 	
第7回 委員会	H21.10.13	①各種報告 ②調査項目の審議について <ul style="list-style-type: none"> ・議会モニター制度 ・議会サポーター制度 ・市長等への反問権の付与 ・議員報酬の見直し ・費用弁償の見直し ・政務調査費の見直し 	
第8回 委員会	H21.11.2	①各種報告 ②調査項目の審議について <ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日議会の開催 ・議会モニター制度 ・議会サポーター制度 ・議会事務局職員の政策形成能力の向上 ・議員報酬の見直し ・費用弁償の見直し ・政務調査費の見直し ・政策提案、立法活動 ・各種審議会等付属機関への参加見合わせ ・監査委員の選任 ・夜間・休日議会の開催 ・休暇・復職制度等 ・議員の位置付け 	
第9回 委員会	H21.11.11	①調査項目の審議について <ul style="list-style-type: none"> ・議員報酬の見直し ・費用弁償の見直し ・政務調査費の見直し 	
全員協議会	H21.11.17	①議員報酬について	
平成21年 第8回 議会臨時会	H21.11.27	<ul style="list-style-type: none"> ・登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を議員提案、可決。 (議員報酬の引き下げ) 	
第10回 委員会	H21.12.7	①会議録検索システムの導入について ②行政視察について	
第11回 委員会	H21.12.25	①調査項目の審議について <ul style="list-style-type: none"> ・賛否の公開 ・議会基本条例の制定 ・費用弁償の見直し ・政務調査費の見直し 	
第12回 委員会	H22.1.12	①調査項目の審議について <ul style="list-style-type: none"> ・賛否の公開 ・費用弁償の見直し ・政務調査費の見直し 	

行政視察	H22.1.18 ～ H22.1.20	・三重県四日市市議会 ・三重県伊賀市議会 ・滋賀県甲賀市議会	
第13回 委員会	H22.2.1	①調査項目の審議について ・費用弁償の見直し ・政務調査費の見直し	
第14回 委員会	H22.2.4	①調査項目の審議について ・費用弁償の見直し ・政務調査費の見直し	
全員協議会	H22.2.18	①費用弁償及び政務調査費について	
平成22年 第1回 議会定例会	H22.3.2	・登米市議會議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を議員提案、可決。 (費用弁償の引き下げ) ・登米市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を議員提案、可決。 (政務調査費の引き下げ)	
第15回 委員会	H22.3.11	①調査項目の審議について ・契約の締結及び財産の取得又は処分に係る議決 ・議決事件の追加 ・議会に経営状況の報告を要する法人の範囲の拡大 ・住民訴訟と議会の議決による権利放棄 ・議会における決算の認定 ・議会の実地検査等の監視機能	
第16回 委員会	H22.3.29	①委員長報告 ②副委員長の互選について ③調査項目の審議について ・議決事件の追加 ・請願、陳情における市民の提案説明 ・傍聴者への発言の許可 ・傍聴者への情報提供の充実 ・市民との対話の場の設置 ・会議録の公開	副委員長 阿部正一委員
第17回 委員会	H22.4.16	①調査項目の審議について ・議決事件の追加 ・傍聴者への情報提供の充実 ・市民との対話の場の設置 ・会議録の公開 ・賛否の公開	
第18回 委員会	H22.5.7	①調査項目の審議について ・議決事件の追加 ・市民との対話の場の設置 ・賛否の公開	
第19回 委員会	H22.5.27	①調査項目の審議について ・公聴会、参考人招致等の積極的な活用 ・夜間・休日議会の開催 ・議会モニター制度 ・議会サポーター制度 ・議会事務局職員の政策形成能力の向上 ・議会図書室の充実 ・事務局の独立性の確保	

第 20 回 委員会	H22.6.14	<p>①調査項目の審議について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弾力的な議会の開催 ・議長による議会の招集権の確立 ・議員間の自由討議 ・協議又は調整を行うための場の設置 ・市長等への反問権の付与 	
第 21 回 委員会	H22.7.6	<p>①調査項目の審議について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会の所管事項の見直し ・議会基本条例の制定 	
第 22 回 委員会	H22.7.15	<p>①調査項目の審議について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策提案、立法活動 ・各種審議会等付属機関への参加見合わせ ・監査委員の選任 ・夜間・休日議会の開催 ・休暇・復職制度等 ・議員の位置付け 	
第 23 回 委員会	H22.8.10	<p>①調査項目の審議について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弾力的な議会の開催 ・常任委員会の所管事項の見直し ・議会基本条例の制定 <p>②議会基本条例の策定について</p>	
全員協議会	H22.8.30	<p>①議会改革について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経過と内容の説明 ・議会基本条例に関わる考え方について 	
行政視察	H22.9.1 ～ H22.9.2	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県宮古市議会 ・岩手県陸前高田市議会 	
第 24 回 委員会	H22.10.15	<p>①議会基本条例策定委員会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置要項について ・委員の選定について <p>②今後のスケジュールについて</p>	
第 1 回 条例素案 作成会議	H22.10.25	<p>①議会基本条例素案の策定について</p>	
第 2 回 条例素案 作成会議	H22.10.28	<p>①議会基本条例素案の策定について</p>	
第 3 回 条例素案 作成会議	H22.11.2	<p>①議会基本条例素案の策定について</p>	
第 25 回 委員会	H22.11.8	<p>①議会基本条例策定委員の選考について</p> <p>②議会基本条例素案（案）について</p>	
第 1 回 基本条例 策定委員会	H22.11.17	<p>①報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経過説明について ・策定委員会設置要項について <p>②協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長及び副委員長の選任について ・議会基本条例素案について ・今後のスケジュールについて 	
第 26 回 委員会	H22.11.24	<p>①議会基本条例素案について</p> <p>②意見交換会・議会講演会について</p>	

第2回 基本条例 策定委員会	H22.11.29	①協議 ・議会基本条例素案について	
第27回 委員会	H22.12.1	議会基本条例素案について 意見交換会・議会講演会について	
全員協議会	H22.12.7	・議会基本条例素案について	
第3回 基本条例 策定委員会	H22.12.20	①協議 ・議会基本条例素案について ・今後のスケジュールについて	
第4回 条例素案 作成会議	H22.12.28	①議会基本条例素案（前文）の策定について	
会派 代表者会議	H23.1.6	①議会改革の進め方について ・今後のスケジュールについて ・議会改革討論会について ・意見交換会について ・議会基本条例素案（策定委員会案）について	
全員協議会	H23.1.11	①議会基本条例素案（策定委員会案）について ②意見交換会の開催について	
意見交換会	H23.1.18 H23.1.20 H23.1.21	市内9カ所で開催、市民238名が参加。	
議会改革 討論会	H23.1.26	「市民とともに歩む議会」をテーマに、市民の皆さんとともに、討論会を通して、望ましい市民、行政、議会の役割を共に考え、開かれた議会、市民から信頼される議会を目指した。議員、市民130名が参加。	
第28回 委員会	H23.2.8	①調査項目の審議について ・弾力的な議会の開催 ・常任委員会の所管事項の見直し ②議会基本条例素案に対する意見について ③登米市まちづくり基本条例策定委員会との意見交換会について	
登米市まち づくり基本 条例策定委 員会との意 見交換会	H23.2.8	○会 場：迫公民館 2階 大会議室 ○出席委員数：10名（策定委員）	
第29回 委員会	H23.2.17	①議会基本条例素案に対する意見について	
第30回 委員会	H23.2.23	①議会基本条例素案に対する意見について	
第31回 委員会	H23.7.11	①副委員長の互選について ②これまでの協議結果について ③登米市議会基本条例素案の修正について ④今後のスケジュールについて	副委員長 二階堂一男委員
第32回 委員会	H23.7.21	①登米市議会基本条例素案の修正について ②関係法令等の検討について ③その他 ・登米市まちづくり基本条例策定委員会との意見交換会について ・登米市議会基本条例策定委員会の開催について	

登米市まち づくり基本 条例策定委 員会との意 見交換会	H23.7.27	○会 場：第2委員会室 ○出席委員数：7名（策定委員）	
第4回 基本条例 策定委員会	H23.8.8	①議会基本条例素案に対する意見について ②議会基本条例素案について ③今後のスケジュールについて	
第33回 委員会	H23.8.26	①関係法令等の検討について	
第5回 基本条例 策定委員会	H23.9.5	①議会基本条例素案について ②提言について	
第34回 委員会	H23.10.12	①関係法令等の検討について	
基本条例 策定委員会 提言書提出	H23.11.9	基本条例策定委員会が「登米市議会基本条例（案）につ いて」の提言書を議長に提出	
第35回 委員会	H23.12.14	①議会基本条例案の議案提出について ②報告（案）のまとめについて ③報告の申し出について	
最終報告	H23.12.21	平成23年第4回議会定例会において、最終報告。	

「登米市議会における議会制度のあり方」 検討結果

1 存在感のある議会を目指して ~より詳しく、より分かりやすく~ (議会の団体意思決定機能や監視機能の向上策)

(1) 議決事件

① 契約の締結及び財産の取得又は処分に係る議決

- ◆予定価格 5,000 万円以上の契約及び予定価格 700 万円以上の財産の取得又は処分（土地は、1 件 1,500 m²以上）に係る案件については、所管する常任委員会に報告するよう市長に対して申し入れを行うものとする。
- ◆議決事件の対象となる契約の締結、財産の取得又は処分については、法で定める基準を廃止し、各地方公共団体の条例に委ねられるよう市議会議長会等への要望を通して、地方自治法の改正を求めていくものとする。

② 議決事件の追加

- ◆次の事項を追加するものとする。
 - ・登米市環境基本計画
 - ・登米市総合計画基本計画
 - ・登米市行財政改革大綱・登米市行財政改革実施計画

(2) 議会の監視機能

① 議会に経営状況の報告を要する法人の範囲の拡大

- ◆登米市が資本金等の 4 分の 1 以上を出資している法人等まで経営状況の報告するよう市長に対して申し入れを行うものとする。
- ◆対象となる法人の範囲を 4 分の 1 以上出資している法人等まで拡大するよう市議会議長会等への要望を通して、地方自治法の改正を求めていくものとする。

② 住民訴訟と議会の議決による権利放棄

- ◆住民訴訟の係属中は、当該訴訟で紛争の対象となっている損害賠償請求権等を放棄する議決は行わないよう申し合わせを行うものとする。

③ 議会における決算の認定

- ◆議会が決算の認定をしなかった場合は、その理由を広報等に掲載する。また、市長は、認定されなかった理由等を市民に対して説明するよう申し入れを行うものとする。なお、広報等に掲載する理由については、議会運営委員会で協議することとする。

④ 議会の実地検査等の監視機能

- ◆議会に実地検査権を付与するよう市議会議長会等への要望を通して、地方自治法の改正を求めていくものとする。

(3) 議会活動の透明性と議会事務局等

① 議会活動の透明性(情報公開、市民参加) ア 請願、陳情における市民の提案説明

◆提案者の意見を聞く機会を設けることとし、条例及び規則へ明記するものとする。また、具体的な会議の持ち方については、実施要領で規定していくものとする。

イ傍聴者への発言の許可

◆認めないものとする。あえて明文化はしない。

ウ傍聴者への情報提供の充実（資料提供を含む）

◆現状のままとする。

エ 市民との対話の場の設置（議会報告会、意見交換会等）

◆市民との対話の場を設置することとし、条例及び規則へ明記するものとする。

また、具体的な方法については、実施要領で規定していくものとする。

オ 会議録の公開（本会議等の会議録をホームページ上で公開）

◆会議録の公開をホームページ上で行うこととする。また、利便性を図るため、会議録検索システムを導入することとする。なお、会議録の公開開始年度は、平成21年度分からとする。

◆平成22年第1回登米市定例会において、原案可決。（平成22年当初予算）

◆委員会報告のダイジェスト版を年2回（6月と12月）発行することとし、議会報に挟み込む形とする。ただし、原稿はそれぞれの委員会で作成するものとする。

カ 賛否の公開（議案に対する賛否を議会報やホームページで公開）

◆公開することとする。ただし、人事案件については、除くものとする。

キ 公聴会、参考人招致等の積極的な活用

◆公聴会、参考人招致等の積極的な活用について、議会基本条例に明記するものとする。

ク 夜間・休日議会の開催

◆夜間・休日議会の開催については、会議規則で対応するものとする。

ケ 議会モニター制度

◆議会モニター制度を設けるものとする。ただし、運用は必要に応じて、議運を窓口とし、市民にモニターをお願いするものとする。モニターが偏らないよう慎重に、制度を活用するものとする。

コ 議会サポーター制度

◆議会サポーター制度について、政策能力を高めるため、議会基本条例を作っていく全体の勉強会と併せて議論していくものとする。

②議会事務局等の充実

ア 議会事務局職員の政策形成能力の向上

◆議会事務局職員の政策形成能力の向上は、人事配置や職員研修の受講など、議長を通して、執行部に働きかけていくものとする。

イ 議会図書室の充実

- ◆議会図書室は、議会開会中は執行部の控え室となっているので、いつでも使用できるよう執行部に要望する。
- ◆蔵書を使いやすい配置にすること。
- ◆市の各種計画書の冊子をすべて備えること。
- ◆図書を充実できるよう予算化すること。

ウ 事務局の独立性の確保

- ◆事務局の独立性の確保のため、事務局職員の人事に対し、議長から市長への要望や発言を強化していくこととする。

2 議会の自主・自立を求めて ~より広く、より深く~

(議会制度の自由度の拡大)

(1) 議員定数等

ア 議員定数の見直し

- ◆今回は、見直しを行わない。

(2) 議会の招集と会期

ア 弾力的な議会の開催（通年議会）

- ◆通年議会は、実施の方向とするものの、今後の課題として、次の議会改革に申し送りをすることとする。

イ 議長による議会の招集権の確立

- ◆通年議会とともに、今後の課題として、次の議会改革に申し送りをすることとする。

(3) 議会の運営

ア 議長の在任期間

- ◆現行のままとする。

イ 議員間の自由討議

- ◆方法論や実施に当ってのルールを、きっちり確立した上で実施する。

ウ 調整を行うための場の設置

- ◆全員協議会、会派代表者会議、正副委員長会議を会議規則に明記するものとする。ただし、全員協議会の持ち方については、再度協議するものとする。

エ 市長等への反問権の付与

- ◆市長等からの質問を議長の許可を得て認めることとする。議会基本条例に明記するものとする。

オ 質問の要旨事前通告制の廃止

- ◆現行のままとする。

カ 常任委員会の所管事項の見直し

- ◆現状のままとする。ただし、機構改革などがあった場合は、所管事項の見直しを再度検討することとする。

キ 議会基本条例の制定

◆条例を制定することとする。

**3 市民の信頼と期待に応えるために ~より律し、より行動する~
(議会の議員に求められる役割等)**

(1) 議員の役割等

ア 議員報酬の見直し

◆議員報酬については、次のとおりとし、条例の一部改正議案を平成21年第8回議会臨時会に議員発議により提出する。

【改正案】

議長 491,000円

副議長 425,000円

議員 398,000円

◆平成21年第8回登米市議会臨時会において、原案可決。

※ 施行期日 平成21年12月1日

イ 費用弁償（在勤地の会議に出席した場合）の見直し

◆費用弁償については、次のとおりとし、条例の一部改正議案を平成22年第1回議会定例会に議員発議により提出する。

【改正案】

現行の2,000円を1,000円に減額する。

◆平成22年第1回登米市議会定例会において、原案可決。

※ 施行期日 平成22年4月1日

ウ 政務調査費の見直し

◆政務調査費については、次のとおりとし、条例の一部改正議案を平成22年第1回議会定例会に議員発議により提出する。

【改正案】

現行の月額30,000円を25,000円に減額する。

◆平成22年第1回登米市議会定例会において、原案可決。

※ 施行期日 平成22年4月1日

オ 各種審議会等付属機関への参加見合わせ（法定参加を除く）

◆参加は見合わせるものとし、執行部との協議の場として、所管の委員会で協議を行っていくこととする。

エ 政策提案、立法活動

◆議会基本条例に明記するものとする。

カ 監査委員の選任（議選委員）

◆外部監査制度の充実を推進し、議選の監査委員は廃止する方向で運動する。

◆議選の監査委員は決算審査特別委員会の構成から外すこととする。

(2) 勤労者等の立候補や議員活動を容易にするための環境整備

ア 夜間・休日議会の開催

◆議員側からはしない。

イ 休暇・復職制度等

◆議員側からはしない。

(3) 議員の位置付け

◆議会基本条例に明記するものとする。